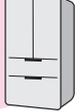


「牛久市住宅用省エネ家電製品 買替促進補助金」を交付します

市では、家庭におけるエネルギー負担の軽減と二酸化炭素排出量削減を図るため、省エネタイプの家電製品への買い替えをする市内の世帯に対し、最大5万円を交付します。

最大
5万円

補助対象家電 ^(※1) ・要件	補助金額
<p>エアコン</p> <p>2027年度省エネ基準達成率100%以上 ※統一省エネラベルより確認。</p> 	<p>家電本体 価格(税込)×1/3 (上限5万円)</p> <p>※予算額に達した時点で受付締切となります。</p>
<p>冷蔵庫</p> <p>2021年度省エネ基準達成率100%以上 ※統一省エネラベルより確認。</p> 	

(※1)市内に所在する店舗、または事業所において買い替えのために購入した新品(インターネット販売で購入したものを除く)であり、自らが居住する市内の住宅に設置するものであること。

買替期間 4月1日(水)～7月31日(金)

申請期間 4月1日(水)～8月31日(月)

申請条件 市内に住所を有する方で市税等に滞納がなく、省エネ家電の購入費用について、他の補助制度による補助を受けていないこと

★**申請書類の配布(市ホームページへの掲載または窓口での配布)は4月1日(水)から開始します。**

問 環境政策課☎内線1568、1569



固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます

【場所】税務課窓口
(市役所本庁舎3階)

縦覧制度

固定資産税(市内の土地・家屋)の納税者などが他の土地・家屋の評価額と比較することにより、自己の土地・家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。※目的外の使用はできません。

日 4月1日(水)～30日(木)

午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く。

対 固定資産税(市内の土地・家屋)の納税者とその同居の親族
※閲覧と異なり、免税点未満の方・借地人・借家人などは縦覧不可。

持 本人確認ができるもの
(運転免許証、マイナンバーカードなど)
※代理人の場合は委任状が必要です。

料 手数料無料



閲覧制度

固定資産税(市内の土地・家屋・償却資産)の納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができる制度です。

日 4月1日(水)から ※期間の制限はありません。

午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く。

対 ①固定資産税(市内の土地・家屋・償却資産)の納税義務者とその同居の親族
②土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
③家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
④固定資産税の処分をする権利を有する一定の方
(所有者・破産管財人など)

持 本人確認ができるもの
(運転免許証、マイナンバーカードなど)
▶左記②③に該当する方は下記も持参
賃貸借契約書などそれらを証するもの
▶左記④に該当する方は下記も持参
売買契約書や登記事項証明書などそれらを証するもの
※①～④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。

料 手数料300円
※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくはお問い合わせください。

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書は4月10日(金)発送予定です。

問 税務課☎内線1051～1054
E zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp